

指定訪問看護事業 重要事項説明書

I 運営規定の概要

1) 運営方針

訪問看護師は医療と福祉が有効にサービス提供できるように、地域の関連機関との連携を密にし、安心して療養生活が送れるように適切な医療処置・指導を行う。

2) 事業目的

家庭において継続して医療処置や指導が必要な自宅療養者及び家族に対し、生活の自立と、生活の質の確保を目指し、適切な看護を提供する。

3) 事業所案内

名称 医療法人 社団 誠心会 萩原中央病院 訪問看護

所在地 北九州市八幡西区萩原1丁目10-1

開設者 理事長 冬野 隆一

電話 093-631-7511

緊急時電話 同上

指定番号 第4016619274

サービス提供地域 八幡西区在住者を中心とするが状況に応じ八幡東区・中間市・若松区・水巻町も対象とする

4) 職員体制

管理者 1名 管理者 森友 恵子

看護師 名 担当看護師

5) 業務日・時間

業務日 月曜日～土曜日(国民の休日・盆休み・年末・年始は除く)

業務時間 月・火・木・金 / 8:30～17:30 水・土 / 8:30～12:30

6) その他

・在宅で安心して療養生活をして頂けるように適切な医療処置・指導の提供を実施し24時間電話対応いたします。

・看護師は知識や技術の更なる向上を目指し、より良い看護サービスが提供できるように努めます。

II 業務基準

1) 訪問看護サービス内容

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 病状観察 | (2) 日常生活援助(清拭・排泄援助・更衣交換・リハビリ等) |
| (3) 内服管理・指導 | (4) 医師の指示による医療処置(褥瘡処置・カテーテル類管理等) |
| (5) 療養生活や介護方法の指導 | (6) 福祉サービスの紹介や連携 |

2) 利用料金

(1) 利用料

介護認定を受けている方で、介護度に関係なく(1割・2割・3割)で利用いただけます。

訪問看護(30分未満): () 円/回 緊急時訪問看護加算:() 円/月

サービス提供体制加算: () 円/回 初回加算(初回時のみ):() 円/月

特別管理加算Ⅰ: () 円/月 ターミナルケア加算: () 円/月

特別管理加算Ⅱ: () 円/月

※特別管理加算:特別な処置や管理が必要な方に加算されます。

※緊急時訪問看護加算:24時間、電話により利用者又はご家族の相談に応じ、緊急時は訪問予定外でも行うことができます。

※介護保険の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合は、利用者から利用料の全額を頂き、サービス提供証明を各保険者へ提出し、差額の払い戻しを受ける事ができます。

(2) 交通費……無料

(3) 支払い 翌月の受診時にお支払いください。

(4) 予定利用料金

1ヶ月にお支払い頂く料金の金額は下記の通りです

基本料金 回数 サービス提供体制強化加算 回数
() × () + () × ()

初回加算 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ 緊急時加算

() + () + () = 合計 () 円

3) 相談・苦情窓口

事業所窓口 外来受付

電話番号 093-631-7511 担当 廣渡 正則 が承ります

その他、以下の窓口でも苦情をお受けいたします

・福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 092-642-7859

・各区役所保健福祉センター 保健福祉相談コーナー

八幡西区:642-1441

八幡東区:671-0801

若松区:761-5321

中間市:245-7716

水巻町:201-4321

4) 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染時や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 発生時の規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

5) 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について周知の徹底を図っています。
- (3) 定期的な研修を実施
- (4) 事業所は、ご利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

その他、原契約書契約条項及び原重要事項説明書のとおりとする。上記同意を証明するため、利用者が記名・押印を行うものとする。

契約の締結にあたり、説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

《利用者》

氏名

印

《家族及び利用者代理人》

氏名

印

続柄